

平成 28 年 3 月 11 日

「浄化槽の設計・施工上の運用指針 2015 年版」の正誤について

標題指針について下表の当該箇所に一部誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	章目	位置	誤	正
P12	1.4(8) 2)	本文の 上から 6 行目	<u>改正前の第 2 及び第 3 に適合す</u> <u>る構造のものについては、施行</u> <u>日前に建築工事に着手している</u> <u>場合、改正後の建築基準法第 31</u> <u>条第 2 項の国土交通大臣が定め</u> <u>た構造方法を用いるものとみな</u> <u>される。</u>	<u>改正告示の施行の日前に設置さ</u> <u>れた合併処理浄化槽又はこの改</u> <u>正告示の施行の際に建築、修</u> <u>繕若しくは模様替の工事中の合</u> <u>併処理浄化槽で、改正前の第 2</u> <u>及び第 3 に適合する構造のもの</u> <u>については、改正後の昭和 55</u> <u>年建設省告示第 1292 号の規定</u> <u>に適合するものとみなされる。</u>
P65	3.2	右記の 箇所	② (ハ) の (参考) の箇所 平成 7 年告示改正により、嫌気 濾床接触ばっ氣方式にあって は、ポンプにより <u>沈殿分離槽</u> に 汚水を送水する場合、当該ポン プの 1 日あたりの送水量は、1 台ごとに日平均汚水量のおおむ ね 2.5 倍に相当する容量とされ たため。	② (ハ) の (参考) の箇所 平成 7 年告示改正により、嫌気 濾床接触ばっ氣方式にあって は、ポンプにより <u>嫌気濾床槽</u> に 汚水を送水する場合、当該ポン プの 1 日あたりの送水量は、1 台ごとに日平均汚水量のおおむ ね 2.5 倍に相当する容量とされ たため。